

令和 8 年度

草津川跡地公園（区間 4）J R 上部 遊具等設置工事
（設計・施工）

特 記 仕 様 書

草津市 建設部 草津川跡地整備課

1. 共通事項

(1) 適用基準

本工事は、本特記仕様書、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」（令和7年10月改訂）、「滋賀県一般土木工事等工事必携（令和8年4月改訂 滋賀県土木交通部）」、「土木工事施工管理基準運用方針(案)」（滋賀県一般土木工事等工事必携に掲載）、ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱等関係諸法令等に基づき施工のこと。

※滋賀県土木交通部一般土木工事等共通仕様書付則は、現行の滋賀県一般土木工事等共通仕様書の各規定に付加するものであり、共通仕様書と同様に契約の履行を拘束する設計図書である。

※上記の関係図書については、滋賀県ホームページ等で最新時点を確認し、適用すること

(2) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

受注者は、契約約款第3条に基づく請負代金内訳書を、監督職員を通じて契約後5日以内に発注者に提出しなければならない。

(3) 週休2日取組指定型工事について

本工事は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式工事である。なお、予定価格には完全週休2日達成相当の経費を補正している。対象期間、費用の計上、実施方法等については、「草津市週休2日取組指定型工事実施要領（土木工事版）」に従うものとする。

(4) 土木工事関係書類のスリム化について

受注者は、滋賀県が策定した「土木工事関係書類スリム化ガイド（令和6年4月 滋賀県土木交通部）」に準拠し、工事書類のスリム化を図り、建設業における働き方改革の推進に努めること。

(5) 工事請負契約に伴う保証証書の電子化について

受注者の負担軽減および契約事務の効率化を図るため、工事請負契約に伴う契約保証および前払金保証について、電磁的記録により発行された保証証書（以下、「電子証書」

という)の提出を可とする。手続きの内容については、草津市ホームページで確認すること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー産業・ビジネスー入札・契約ー入札・契約情報ー工事請負契約に伴う保証証書の電子化について

2. 特記事項

(1) 現場代理人・主任技術者・監理技術者の選任

＜現場代理人の選任＞

①現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。ただし、当該工事の請負金額が4,500万円未満の場合で、下記の(1)から(4)の全てに該当する場合には、現在施工中の請負金額が4,500万円未満の工事(ただし、4,500万円未満の工事であっても、現場代理人の兼務を認めていない工事は除く。)における現場代理人と兼務することができる。なお、現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結時に現場代理人・主任技術者等届と併せて「現場代理人兼務届」を提出すること。

(1) 当該発注工事を含め、兼務する工事が3件までであること。

(2) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

(3) 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締等が困難なものでないこと。

(4) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

なお、兼務配置とした工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、市は兼務配置の解除を通知します。速やかに現場代理人の変更等を行うこと。

②工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。

③現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるものを現場代理人・主任技術者等届に添付して提出しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに現場代理人・主任技術者等変更届を提出し、同様の確認を受けなければならない。

④現場代理人と主任技術者または監理技術者は、設計図書に定めのある場合を除き、これを兼ねることが出来る。

- ⑤官公需適格組合にあっては、組合員を現場代理人に選任することができる。
- ⑥現場代理人は、現場責任者の立場を明確にするため、現場代理人と明示した腕章を着用のこと。

参照：草津市ホームページ事業者向け一入札・契約一入札・契約情報

一建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

＜主任技術者・監理技術者の選任＞

参加申込者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあり、複合遊具の設置経験がある2級土木施工管理技士以上または2級造園施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を配置できる者であること。また、監理技術者は、建設業法の規定に基づく資格要件を満足するものを配置させること。ただし、先般の法改正に伴い、一定の条件下においては主任技術者および監理技術者の専任義務の緩和が認められていることから、受注者が緩和を求める場合は所定の手続きを行うこと。専任義務緩和要件、手続きの内容については、草津市ホームページで確認すること。

参照：草津市ホームページ事業者向け一入札・契約一入札・契約情報

一建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

○専任の主任技術者の確認

専任の主任技術者と雇用者の直接的かつ恒常的な（入札の執行日または随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の）雇用関係について、書類確認を行う。

○監理技術者の確認

監理技術者と雇用者の直接的かつ恒常的な（入札の執行日または随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の）雇用関係について所属業者名が記載されている監理技術者資格者証（以下「資格者証」）の交付年月日もしくは変更履歴により確認を行う。また、監理技術者講習修了証の確認を併せて行う。

参照：草津市ホームページ事業者向け一入札・契約一入札・契約情報

一建設工事に係る現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

(2) 施工計画書・材料確認

①工事着手前に本工事に即した詳細な施工計画書を作成し提出後、施工に着手すること。特に、設計図書と現地状況との照査を行い、その結果を監督員に報告した後、着工しなければならない。

②使用する材料については、事前に監督員の確認を得なければならない。

③本工事で発生するコンクリート殻、アスファルト殻等は、関係法令等に基づき届出されている産業廃棄物処分場において適正に処分しなければならない。

下記を施工計画書に添付すること。

- 1) 建設廃棄物処理委託契約書の写し
- 2) 建設廃棄物処理業許可証の写し
- 3) 積み替え・保管施設、中間処理施設、最終処分地等の経路地図
- 4) 運搬車両番号

また、運搬車両毎にマニフェスト（積載目録）を発行し、搬出完了後はマニフェストE票（中間処分が最終処分になる場合はD票）を監督員に提示すること。

④本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力又は更新を行うこと。

⑤受注者は、COBRISにより出力した再生資源利用〔促進〕計画書を施工計画書に添付し、工事完了時には再生資源化等報告書に再生資源利用〔促進〕実施書を添付し提出すること

なお、COBRISによりがたい場合は国土交通省ホームページで取得できるEXCEL形式の様式を準用してもよいものとする。

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

⑥工事請負代金額が 500 万円以上の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第 11 条の規定により、通知書の提出が必要となることから、工事着手 2 週間前までに再生資源利用計画書の提出を行うこと。

⑦受注者は、資源有効利用促進法の対象となる建設資材、建設発生土等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して発注者に提出しな

なければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ⑧受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、受注者は、確認結果を再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、発注者から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

- ⑨段階確認について、種別、細別、確認項目、確認の予定時期を施工計画書に明記すること。また、段階確認の実施にあたっては、段階確認立会願いを提出し、監督員の立会を求めること。

- ⑩受注者は、施工着手の前に施工体制台帳を発注者へ提出すること。下請契約を締結する場合については、下請負人報告書を作成し、発注者へ提出すること。なお、施工途中に体制の変更が生じる場合には、当該作業着手の前に変更する施行体制台帳を提出すること。

- ⑪下請負人および火災保険、建設工事保険その他の保険の証書（写し）については施工計画時もしくは各契約が出来次第、すみやかに監督員へ報告のこと。

- ⑫現場環境の改善など、工事履行に関する創意工夫を受注者が自らの費用負担で提案・実施する場合は予め施工計画書に記載すること。なお、事後報告した内容については、工事成績評定において考慮しない。

- ⑬現場代理人は、監督員との協議、打合せに関しては、打合せ記録簿を作成のうえ、対応すること。

（３）建設業退職金共済制度への加入

当工事は、建退共制度の掛金相当額を工事費の中に含むことから、建退共制度へ加

入すること。加入後は掛金収納書を提出するとともに、建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理すること。

（４）工事实績情報サービス（CORINS）の登録

受注者は、工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額５００万以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「工事内容確認書」が請負人に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

（５）地元周知及び事前調整

- ①工事着手前に、地元町内会及び関係機関等との調整を十分に行い、工事のお知らせを、近隣全戸に確実に配布するとともに、内容に変更が生じる場合は必ず再度周知を行うこととし、地元住民への細かな情報提供の徹底を図ること。
- ②工事予告看板等の設置箇所及び設置期間について十分検討の上、設置すること。
- ③工事説明会の実施要望が関係町内会よりあった際は、工事説明会を受注者において責任を持って行うものとする。説明会資料は、パワーポイントで作成するものとし、開催日一週間前までに監督員の確認を得ること。また４名以上のスタッフにより、司会・説明・受付等を行うこと。
- ④施工に伴う支障物等に関しては、監督員・町内会・関係機関と協議の上、適正に処置を行った上で撤去すること。

(6) 設計照査・事前測量

- ①施工前および施工途中において、草津市建設工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号による、図面、仕様書が実際の工事現場と一致しない等の事実確認（関連工事も含む）について設計図書を照査し、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面で提出し、監督員の指示を受けること。
- ②施工前に既存構造物を測量し、本工事で築造する構造物の位置、高さ及び勾配の整合性を十分確認し、監督員に報告した上で施工着手すること。

(7) 出水対策

- ①突発的大雨等に対する排水対策を検討し、特に、夜間の緊急時の連絡体制など災害発生を防止する万全なる処置を施すこと。なお、堰止めし迂回水路等をするときには、地元調整すると共に出水時の管理・対応を行うこと。
- ②近年、局地的な大雨が多発しているため、排水構造物の急激な水位の上昇等に起因する危険性を十分に認識した上で、現場特性を事前に把握し、工事中止基準・再開基準および迅速に退避するための対応等について施工計画書に記載すること。
具体的な項目については次のとおりとする。

I：工事中止基準 II：工事再開基準 III：退避手順

IV：安全器具等の配置 V：情報収集と伝達方法 VI：資機材の取扱い

(8) 現場安全管理・第三者被害の防止

- ①一般の通行に支障とならないよう、常に工事現場の整理整頓を実施すること。現場代理人は、作業中及び当日の作業終了後現場内のパトロールを行い、安全施設・土留め等の確認を行うこと。
- ②工事着工後、少なくとも毎月1回の安全パトロールを実施し、その結果の評価を月間工程表にて監督員へ報告すること。
- ③新規に入場した作業員に対し、現場の状況、施工方法等について十分な知識を付与するために、教育すること。
- ④作業終了後、道路上に工事資材及び建設機材等をできうる限り仮置きしないこと。なお、やむを得ず現道に仮置きする場合は、照明、点滅灯及びバリケード等の安全施設を設けること。

- ⑤工事現場の明示を確実に行之、工事箇所（特に開口部）の安全には、万全の措置を講じること。また、工事箇所の立入禁止措置を施す必要がある場合には、夜間の照明、点滅灯及びバリケード等の安全対策を適切に設けること。
- ⑥昼夜間の保安状況を写真で残し提出すること。
- ⑦長期の現場閉場、および年末年始工事抑制期間の現場閉場中においては、定期的に保安施設等の現場状況を視察・点検し、交通事故を誘発することのないよう、徹底すること。また、事前に現場点検に関する計画書を監督員に提出すること。
- ⑧受注者は、工事用地以外の区域へ立入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。
- ⑨当該工事区間は住宅が近接していることから、騒音・振動に十分に配慮するものとし、待機車両や機械のアイドリングストップを心掛けること。
- ⑩工事車両進入路については、地元等の関係者と十分調整し、地域住民への安全対策について十分考慮すること。
- ⑪JR への飛散が生じ無いよう資材の飛散養生を徹底すること。また、飛散等により鉄道に影響を及ぼした際に生じる負担は全て受注者により負担すること。

（９）工程管理

- ①週間工程表・・・毎週木曜日に２週間先までの工程表をメールで監督員へ提出。
月間工程表・・・各月末に次月の工程表をメールで監督員へ提出。
 - ・工程表には施工予定箇所（赤色）、施工済箇所（緑色）を示した位置図を添付すること。
- ②実績進捗率が計画進捗率に対して１０％以上遅延した場合は、全体工程の修正を検討し、遅延理由を明記した修正工程表を提出すること。
- ③週間工程表は工事現場内に設けた掲示板に提示すること。
- ④週間工程表は町内会と調整のうえ、必要に応じた配布を行うこと。
- ⑤朝夕の通勤・通学時間帯の資機材の搬入を減じる工程管理を行うこと。
- ⑥労働基準法を遵守し、作業員の休日を確保すること。
- ⑦原則として、土曜日・日曜日・祝日については工事を実施しないものとし、やむを得ず実施せざるを得ない場合は地元町内会および近隣住民の理解を得ること。
- ⑧工期内に完了できる施工の班体制を組むこと。

(1 0) 品質管理

①アルカリ骨材反応抑制対策の実施について

実施にあたり、やむを得ず高炉セメントコンクリートにかえて普通ポルトランドセメントを使用する場合は、アルカリ骨材反応が無害の場合または抑制対策を行う理由書を添付のうえ発注者の承諾を得て使用することができるが、設計変更の対象とはしないものとする。

②コンクリートの規格については実施に当たり、やむを得ずスランプを変更する場合は監督員の承諾を得て1ランク上位のスランプに変更することができる。ただし、設計変更の対象とはしないものとする。

③使用材料は、現場における取り扱いを慎重に行い品質を損なうことのないよう留意すると共に常に整理整頓し、荷崩れすることのないよう安全面においても注意すること。

④本工事の施工内容と照らし、土木工事施工管理基準（案）に該当する各種試験については時期を逸することなく規定回数を実施するものとし、実施するか否かの判断に迷う試験は、監督員と協議したうえで実施すること。

(1 1) 施工管理

①現場条件と設計条件に差異が生じた場合、受注者は早急に文書及び図面等にて監督員に報告し、指示を受けた後、工事を再開すること。また、受注者は施工変更及び構造物変更の提案を監督員に行うこと。

②受注者は、その都度工事関係資料の整理に努めること。工事日報については、提出不要であるが、監督員または検査員が提示を求める場合は、提示すること。

③工事排水については、特に汚濁防止対策を充分に行い排水すると共に、河川、側溝に土砂等が堆積しないように留意すること。また、既設舗装の切断に伴い発生する汚泥については、適切に処理・処分すること。

また、既設排水構造物（枡・側溝等）を使用した場合については、工事完了までに清掃を行うこと。

④工事の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

⑤当工事が起因して、道路を汚損した場合は、当工事区間はもとより工事運搬経路につ

いても速やかに受注者の負担で路面清掃を行うこと。

(1 2) 過積載防止

過積載防止措置等については下記事項を厳守することとし、受注者は下請建設業者にも十分指導すること。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすることとし、現場代理人等は随時計量伝票等で確認を行うこと。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
- 5) 建設発生土の処理および骨材の購入等に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6) 工事現場において、過積載と疑わしい車両を確認したときは改善の指導を行い、その結果を文書で報告すること。
- 7) 自社および取引関係車両についても、本工事の関係車両である事が確認できるように、フロントガラス左側の見え易い位置に「工事名・受注者名」の記載されたプレートを備えつけること。

(1 3) 排出ガス対策型建設機械等の使用

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、その理由を記載した書面を提出し、監督員の承諾の上で使用するものとするが、設計変更の対象とはしない。

なお、最新の排出ガス対策型建設機械指定状況については、国土交通省ホームページにて確認し、掲載の機械指定一覧に基づき建設機械を使用すること。

(1 4) 周辺工作物等との近接施工

- ①既設地下構造物に近接した施工となった場合、常に確認を行いながら施工を行うものとし、異常が発見された場合は速やかに施工を中止し監督員に報告すること。
- ②工事に近接する工作物等について、着手前に損傷が見受けられる場合、所有者に事前確認を求め、写真で記録を残すこと。
- ③工事完了後、工作物等の各所有者の確認を得ること。なお、工作物等に被害が生じた時は、受注者の責任と負担において誠意をもって解決に当ること。

(1 5) 社内検査

- ①工事完了届の提出までに、現場および竣工書類などの成果品について、社内で十分な工事経験を有する者による検査を行うこと。
- ②検査実施内容については検査実施日・実施者・検査内容・所見などを記入した報告書を作成の上、監督員に提出のこと。

(1 6) 交通管理

- ①第三者が安全に通行できるよう、交通誘導員を適切に配置し、工事車両、一般車両および通行者の誘導を行うこと。
- ②本工事の施工については昼間施工とするが、周辺関係者や関係機関との協議結果を遵守すること。作業時間については、準備後片付けを含むものとする。
- ③公園利用者や工事区間に隣接する各種施設に対しては、通行に支障を及ぼさないよう工事を進めるとともに、安全管理を徹底すること。やむを得ず通行に支障が生じる場合には、関係者への説明を行い、了承を得ること。

(1 7) 工事目的看板の設置

- ①次の現場標示板の設置（寸法：(W)1.10m×(H)1.65m または (W)0.90m×(H)1.80m）をすること。
- ②記載内容について監督員に事前に了解を得たうえで作成のこと。

(例)

← 110 cm または 90 cm →		
〇〇工事のお知らせ		↑ 165 cm または 180 cm ↓
この工事は、草津市が発注した工事で、令和〇〇年〇〇月頃完成する予定です。		
工事期間中はご迷惑をお掛けすることとは思いますが、皆様方のご理解とご協力をお願いします。		
工事名	〇〇〇〇工事	
工事場所	草津市〇〇町	
発注者	草津市	
工事概要	〇〇工 〇〇㎡	
工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
施工業者	〇〇株式会社 電話 ×××-×××-××××	
工事金額	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
工事に関する内容は、下記までお問い合わせください。		
市担当課	草津市建設部草津川跡地整備課 電話 077-561-6867	

(18) 環境配慮の周知

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

(19) 竣工図書

竣工図書は工期内に提出するものとし、出来形に基づき、所定の事項を記入したものを作成すること。また、これを、DWGおよびPDFファイルで作成し、縮版製本とともにDWGおよびPDFファイルはCD-RまたはDVD-Rにて提出のこと。竣工図書の仕様は、次のとおりとする。ただし、監督員からの指示が別途ある場合には、この指示に従うこと。

- 1) 竣工図には、必ず出来形のみの数値が記入された図面とすること。

竣工図に必要ない部分については削除すること。

2) A3版の2つ折り製本（仕上がりA4版）を提出すること。

製本の表紙には施工年度・工事名・施工業者名を明記すること。

3) PDFファイルは1工事につき1ファイルとし、解像度は400dpi程度とする。

ファイル容量があまりにも大きくなる場合は、解像度を下げることにについて監督員と協議するものとする。

4) 竣工図面は、次のとおりとする。

・平面図、縦断図、横断図、詳細図、構造計算書 他

5) 記入事項は次のとおりとする。

①工事年度、工事場所、工事名

②図面名、図面縮尺、図面番号

③工事施工業者名

(20) 油流出の防止

本工事の施工計画書には、油流出を未然に防止するために行う項目、発生した場合の対処方法や回収を依頼する業者、関係機関への緊急連絡先を記載すること。

本工事施工中、重機や運搬車両など油脂類を使用する機器から油漏れし、付近の排水構造物に流出する可能性が無いか、日常点検を実施すること。また、現場で使用する発電機等の燃料タンクから油漏れが無いよう防止囲いや油入り容器を現場に放置しないよう徹底すること。

油流出を発生させた場合は、下流水路の調査を行い、早急な対策を講じたうえで、今後の防止策と併せて報告をすること。なお、この対策に伴い発生した費用は受注者の負担とする。

(21) 市内下請・市内材料調達の促進

市発注の工事に関し、下請施工を必要とする場合、また施工に必要な各種の資材等の購入については、可能な限り草津市内に本社・本店を有する者の中から選定すること。

(22) 暴力団員等による不当介入の排除

①受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等

に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- ②受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式）により草津警察署に届け出るとともに、監督員等に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。（様式については、草津市ホームページ（くらし・手続き－産業・ビジネス－入札・契約－規則等－建設工事等における不当介入に対する通報・連絡制度を導入しました。）に掲載。）

（２３）工事範囲の施工前確認

- ①事前に施工範囲について測量し、本工事で施工する構造物の位置、高さ及び勾配の状況を監督員に報告すること。

（２４）産業廃棄物および建設発生土の処分

- ①本工事で発生するコンクリート殻、アスファルト殻等の廃棄物は、施工計画書に従い、関係法令等に基づき届出されている産業廃棄物処分場において適正に処分しなければならない。
- ②建設発生土および建設廃棄物の処分時は監督員が立会を行うので日程調整を行うこと。

（２５）その他特記事項

- ①その他、本特記仕様書に記載のないもの及び明らかにされていない事項については、その都度監督員と協議し、その指示に従うこと。また、工事施工上、当然必要とされる内容については、受注者の負担で実施するものとする。
- ②騒音・振動や悪臭・粉塵および地盤沈下等、周辺環境および周辺住民に与える影響について、十分な対応を行うこと。周辺に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において適切な措置を講じること。
- ③作業員の休憩所やトイレなどを確保すること。
- ④大きな声での私語を慎むなど、秩序ある行動に努めること。

- ⑤市が契約している草津川跡地（区間 6）整備事業他支援業務の現場技術員が工事を監理するため、指示に従い施工すること。また、工事の施工に関することは、原則、現場技術員と協議すること。
- ⑥工事着手前および施工中、施工完了後に行う諸官庁へ届出する必要書類等がある場合、受注者は責任をもって履行すること。申請に伴う費用は受注者が負担し、申請は工期内に工事完了できるように進めること。
- ⑦工事箇所は既存遊具や駐車場と隣接しており、利用者や駐車している自動車等に細心の注意を払うこと。

－ 以 上 －